

# 船橋市学校給食費に関する条例施行規則

## ○船橋市学校給食費に関する条例施行規則

平成27年2月12日  
教育委員会規則第2号

### 船橋市学校給食費に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市学校給食費に関する条例（平成26年船橋市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施回数)

第2条 一の年度において学校給食を実施する回数（以下「年間実施回数」という。）は、教育委員会が別に定める基準により校長が定める。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費（飲用の牛乳に要する経費（以下「牛乳代」という。）を除く。）の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の第1学年から第3学年までの児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 208円
- (2) 小学校の第4学年から第6学年までの児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 248円
- (3) 中学校の生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 330円
- (4) 特別支援学校小学部の第1学年から第3学年までの児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 220円
- (5) 特別支援学校小学部の第4学年から第6学年までの児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 263円
- (6) 特別支援学校中学部及び高等部の生徒並びに当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 311円

2 1食当たりの牛乳代は、公益財団法人千葉県学校給食会が定める当該年度の飲用の牛乳の売渡価格の区分のうち、教育委員会が定める区分の額に、その額に100分の8を乗じて得た額を加えた額とする。

3 条例第4条第1項に規定する学校給食費負担者（次項に規定する者を除く。以下同じ。）が一の年度において納付すべき学校給食費の額（以下「年間納付額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 小学校及び特別支援学校 第1項（第3号を除く。）に定める1食当たりの額と前項に定める牛乳代の額を加えた額に、年間実施回数を乗じて得た額
- (2) 中学校 第1項第3号に定める1食当たりの額（以下「中学校日額」という。）に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数を乗じて得た額と前項に定める牛乳代の額に年間実施回数を乗じて得た額を加えた額

4 臨時に学校給食の提供を受ける者が納付すべき学校給食費の額は、第1項に定める1食当たりの額と第2項に定める牛乳代の額を加えた額に、当該者が学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(学校給食費の徴収)

第4条 小学校及び特別支援学校に係る学校給食費の納期及び納付額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 中学校に係る学校給食費の納期及び納付額は、別表第2に定めるとおりとする。ただ

## 船橋市学校給食費に関する条例施行規則

し、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する者に係る学校給食費については、その都度徴収するものとする。

(学校給食費の減免)

第5条 条例第5条に規定する事由があると認めるときとは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者等が別に定めるところにより就学援助の認定を受けている場合であって、当該児童又は生徒が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助を受けていないとき。
- (2) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

2 条例第5条の規定により学校給食費の減額又は免除を受けようとする者は、船橋市学校給食費減免申請書（第1号様式）により教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、船橋市学校給食費減免可否決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(学校給食を受けることができない場合等の届出)

第6条 保護者等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定める届出を児童又は生徒が在学し、又は入学、転入学若しくは編入学を予定している学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 転学、食物アレルギーその他のやむを得ない理由により継続的に学校給食の提供を受けることができないとき又は停止していた学校給食の提供の再開を希望するとき  
給食停止（再開）届（第3号様式）
- (2) 傷病等により、市が学校給食を実施する日において、連続して3日以上（当該期間の算定については、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）を除く。）学校給食の提供を受けることができない場合  
欠食届（第4号様式）

(学校給食費の調整等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第3項及び第4項の規定にかかわらず、学校給食費の徴収に関し年間納付額を変更する等の必要な調整を行うことができる。

- (1) 転入学、転学その他の事由により、児童又は生徒が年度の途中から学校給食の提供を受け、又は受けることができないとき。
- (2) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により、児童又は生徒が飲用の牛乳、飲用の牛乳以外の学校給食の全て又は学校給食の全ての提供を受けることができないとき。
- (3) 前条第2号に掲げる事由に該当するとき。
- (4) 災害等のやむを得ない理由により、市が学校給食を実施しないとき。
- (5) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

期別	納期限	納付額
第1期	6月末日	年間納付額を5（転入学その他の事由により年度の途中から学校給食の提供を受ける場合にあっては、当該年度内
第2期	8月末日	

船橋市学校給食費に関する条例施行規則

第3期	10月末日	に学校給食費負担者が納入すべき納期の数) で除して得た額 (1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)
第4期	12月25日	
第5期	2月末日	年間納付額から、第1期から第4期までの納付額を合計した額を控除して得た額

別表第2

期別	納期限	納付額
4月期	4月末日	中学校日額に、当該年度の6月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
5月期	5月末日	中学校日額に、当該年度の7月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
6月期	6月末日	中学校日額に、当該年度の9月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
7月期	7月末日	中学校日額に、当該年度の10月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
8月期	8月末日	第3条第2項に定める牛乳代の額に年間実施回数に乗じて得た額
9月期	9月末日	中学校日額に、当該年度の11月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
10月期	10月末日	中学校日額に、当該年度の12月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
11月期	11月末日	中学校日額に、当該年度の1月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
12月期	12月25日	中学校日額に、当該年度の2月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
1月期	1月末日	中学校日額に、当該年度の3月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
2月期	2月末日	中学校日額に、翌年度の4月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額
3月期	3月末日	中学校日額に、翌年度の5月に学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額

船橋市学校給食費に関する条例施行規則

第1号様式

年 月 日

船橋市学校給食費減免申請書

船橋市教育委員会 あて

住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 学校名 \_\_\_\_\_

年度の学校給食費について減額又は免除を受けたいので、船橋市学校給食費に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請理由	1 就学援助申請 ( 継続 ・ 新規 )      2 その他			
	(2の場合に申請理由を記入してください。)			
申請に係る事実の発生日	(申請理由が2の場合に記入してください。)			
対象となる児童又は生徒等	学年等	年	組	生年月日
	フリガナ			続柄
	氏名			
	学年等	年	組	生年月日
	フリガナ			続柄
	氏名			
	学年等	年	組	生年月日
	フリガナ			続柄
	氏名			
	学年等	年	組	生年月日
	フリガナ			続柄
	氏名			
校長の意見 (申請理由が2の場合に記入してください。)				

第2号様式

年 月 日

船橋市学校給食費減免可否決定通知書

様

船橋市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました 年度の学校給食費について、次のとおり決定しましたので、船橋市学校給食費に関する条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

学校給食費負担者	住所			
	氏名			
対象となる児童又は生徒等	学校名		学年等	
	フリガナ			
	氏名			
決定内容				

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市学校給食費に関する条例施行規則

第3号様式

給食停止（再開）届

年 月 日

学校長 あて

住所  
氏名  
電話番号

船橋市学校給食費に関する条例施行規則第6条第1項第1号の規定により、次のとおり学校給食の提供の（停止・再開）を希望するので届け出ます。

対象となる 児童又は生徒	学年等			
	フリガナ		続柄	
	氏名			
停止又は再開をする日				
停止又は再開をする学校給食の区分	1 飲用の牛乳 2 飲用の牛乳以外の学校給食の全て 3 学校給食の全て			
学校給食の停止を希望する理由	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 転学 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

船橋市学校給食費に関する条例施行規則

第4号様式

欠食届

年 月 日

学校長 あて

住所  
氏名  
電話番号

連続して3日以上（休日等を除く。）学校給食を欠食するので、船橋市学校給食費に関する条例施行規則第6条第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

対象となる 児童又は生徒	学年等			
	フリガナ		続柄	
	氏名			
欠食期間				
欠食理由	<input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

# 船橋市学校給食費に関する条例施行規則

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式